★☆★☆★☆★☆!!九段会計通信!!☆★☆★☆★☆

☆★☆★☆★☆★http://www.kudan-tax.jp/★☆★☆★☆★

◇九段会計通信 Vol. 43のコンテンツ◇

■こんなときどうなる?身近な税務トピック 生命保険料控除について

- ■温故知新なく九段的ヒトコト>
- ■中期経営計画セミナー開催中です!
- ■編集後記

こんにちは!代表の高木です。

秋も終盤に差し掛かり、朝晩はぐっと冷え込む日が多くなりました。 あっという間に12月!いよいよ忘年会シーズンです! くれぐれも体調管理には気を付けて、この寒い季節を乗り切りましょう!

それでは今月のメルマガをお送り致します。 よろしくお願い致します!

代表 · 税理士 高木 功治



彡■こんなときどうなる?身近な税務トピック

~生命保険料控除について~

今年度において、年末調整・確定申告で行う生命保険料控除の改正がありました。

従来、生命保険料控除は、「一般分」と「個人年金分」に分けて計算していました。 これが改正により、改正後契約分等については 「一般分」「介護医療分」「個人年金分」に分けて計算することになりました。

そして、従来の分と改正後では適用できる上限額が異なるため、 従来分(旧制度)と改正後(新制度)でそれぞれ分けて計算する必要があります。

つまり、次のように分かれることになります(カッコ内は上限額)。

「一般分」…旧制度(50,000円)、新制度(40,000円) 「介護医療分」…新制度(40,000円) 「個人年金分」…旧制度(50,000円)、新制度(40,000円)

生命保険料控除の全体での上限額は、従前は10万円でしたが、 改正後は12万円です。 各々上限額に達していても、それぞれの区分での上限額、 全体での上限額もありますので、計算は少し面倒です。

例. 一般分…旧制度の保険料36,000円、新制度の保険料36,000円 介護医療分…新制度の保険料60.000円

個人年金分…旧制度の保険料120,000円、新制度の保険料120,000円

## 一般分:

- 1. 新制度分 36,000円×1/2+10,000円=28,000円 2. 旧制度分 36,000円×1/2+12,500円=30,500円
- 3. 1+2=58,500円  $\rightarrow 40,000$ 円
- 4. 2 < 3 ...40,000円

介護医療分: 60,000円×1/4+20,000=35,000円

# 個人年金分:

- 1. 新制度分 40,000円
- 2. 旧制度分 50,000円
- 3. 1+2=90,000円  $\rightarrow 40,000$ 円
- 4. 2>3 ...50,000円

## 生命保険料控除額:

40,000円+35,000円+50,000円=125,000円 → 120,000円

こちらの計算は、平成24年1月1日以後に契約になった保険に対して行われます。 これ以前に契約した保険につきましては、前年通りの計算方法で計算しますので注意が必 要です。

ご質問等不明な点がございましたら、お気軽にご連絡いただければ幸いでございます。

メールマガジン編集担当 沼辺 勇樹



彡■温故知新なく九段的ヒトコト>

ぼくは人生に必要な能力を、 なにひとつ備えておらず、ただ人間的な 弱みしか持っていない。

ーフランツ・カフカ (作家)

現代に受け継がれる彼の名言は、 目を疑うようなネガティブな発言ばかり。 そんな彼は'絶望名人'と呼ばれていました。

世の中には多くのポジティブな名言が溢れていますが、ネガティブな発言を通して、ポジティブを知ることも 人生には必要なことなのかもしれません。

メールマガジン編集担当 本田 裕介



彡■中期経営計画セミナー開催中です!

只今、九段会計事務所では 中期(5ヵ年)経営計画立案セミナーを開催中です! 九段会計事務所の所員小林が社長様に 丸一日密着し、御社の中期経営計画書の策定をお手伝いします!

●経営計画を立てる事により、 企業の進むべき道筋が明確になり、 社員の方々全員とビジョンを共有でき、 全社員一丸となって目標に向かって進む事が出来ます!

「今まで中々、経営計画までは手が回ってないな・・・」 「経営計画を立てようとは思っているけど・・・」 とお考えになられている経営者様は各担当者もしくは 担当小林まで是非ご連絡をいただければと思います!

経営計画担当 小林



### 彡■編集後記

先日、タイへ行ってきました。 ここ数年、海外、とくにアジアに行く機会をいただき、 本当に貴重な経験をさせていただいております。

もともとグルメではないので、ほとんどなんでも美味しくいただけるのですが、 私が小さいころ、父親が海外の食事が合わず、 せっかくの家族のハワイ旅行でも日本食しか食べなかった という思い出があります。 年配の方だと、結構いらっしゃるようで、 せっかくの楽しい旅行でも、食事が合わず 海外旅行を楽しめない方も少なくないようです。 実にもったいない!と思ってしまいます。

ひょっとしたら、環境適応能力なのかもしれないですね。 若いうちから色々な国に行って、色々なものを食べていれば、 もっと柔軟に対応できるかもしれませんが、 ずっと日本にいて毎日同じ電車に乗り、同じような食事をし、 同じ時間に帰るというような生活をしていては、 柔軟な対応はできなくなるのでは、と思いました。

せっかく退職後に時間を贅沢に使って旅行に行きたいと思っても、 食事で躊躇してしまうのは、本当にもったいないと思います。 だから私は今のうちにどんどん海外に行って、 頭も体も心も柔軟にしたいと思います!

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

\_\_\_\_\_

★ツイッターにてつぶやき中! フォローミー!@kudan-kaikei(フォロー返します☆)

#### ★FaceBook始めました!

「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します! 「いいね!」ボタン押して下さい★

#### ★募集!

現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。 その中でお客様を紹介するページを設けました。 御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、 是非御一報下さい!所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います!!

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。 次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。 詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も対象に送りしております。 配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。 info@kudan-tax.jp

★☆★☆★☆★☆★☆★九段会計事務所☆★☆★☆★☆★☆★ ★☆★☆★☆★☆★☆★密・着・革・命!☆★☆★☆★☆★☆★

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-3-1 滝ビル3F

TEL 03-3222-5271 FAX 03-3222-5270

URL http://www.kudan-tax.jp/
mail info@kudan-tax.jp